

(次期)北九州市障害者支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 保健・医療・福祉など総合的な障害福祉施策について、今後、重点的に取り組む内容等を定めた「(次期)北九州市障害者支援計画」を策定するため、北九州市障害者施策推進協議会条例(昭和47年3月30日 条例第18号)第4条の規定に基づき、「(次期)北九州市障害者支援計画」策定委員会(以下、「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 「(次期)北九州市障害者支援計画」は、障害者基本法第9条の3で定められた市町村障害者計画および障害者自立支援法第88条で定められた市町村障害福祉計画を踏まえた内容とし、策定委員会は「(次期)北九州市障害者支援計画」の策定について必要な事項についての意見交換等を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、障害福祉施策について優れた識見や専門知識を有する者で構成し、市長が委嘱する。
- 3 委員が書けた場合は補欠委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、施行日から平成24年3月末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、新たに委嘱した日から平成24年3月末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(部会)

第6条 策定委員会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名するものとする。
- 4 部会には、委員のほかにオブザーバーに出席を求めることができ、オブザーバーは必要に応じて、部会において意見を述べることができる。
- 4 部会長は、それぞれの会の事務を掌理する。

(会議の公開等)

第 7 条 策定委員会の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。会議の非公開の決定に関しては別に定める。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報 (情報公開条例第 7 条) に該当する事項を審議する場合
 - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
 - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合
- 2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録等の公開)

第 8 条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席した者の氏名
- (6) 議事の概要
- (7) 会議経過 (発言の要旨)
- (8) その他必要な事項
- (9) 問い合わせ先

- 2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第 5 号の出席した者の氏名については、出席した者の人数にかえることができる。

(招集)

第 9 条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(責務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 策定委員会、部会の庶務は、保健福祉局障害福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。